

(参考)

- 1 公認心理師とは、公認心理師法に基づき、公認心理師の名称を用いて、保健医療、福祉、教育その他の分野において、心理学に関する専門的知識及び技術をもって、①心理に関する支援を要する者の心理状態の観察、その結果の分析、②心理に関する支援を要する者に対する、その心理に関する相談、助言及び指導その他の援助、③心理に関する支援を要する者の関係者に対する相談、助言及び指導その他の援助、④心の健康に関する知識の普及を図るための教育及び情報の提供を行うことを業とする者をいう。
- 2 公認心理師試験及びその登録は、公認心理師法に基づき、文部科学大臣及び厚生労働大臣がその指定する者に行わせることができるとされており、一般財団法人日本心理研修センターが指定されている。

名称 一般財団法人日本心理研修センター  
住所 〒112-0006  
東京都文京区小日向4-5-16 ツインヒルズ茗荷谷 10 階  
電話 03(6912)2655 (平日 10:00~17:00)  
ホームページ <http://shinri-kenshu.jp/>

### 3 合格者の内訳

#### (1) 性別

性別	人数(人)	割合(%)
男	254	36.4
女	444	63.6
計	698	100.0

#### (2) 年齢別

年齢区分	人数(人)	割合(%)
～30	98	14.0
31～40	255	36.5
41～50	229	32.8
51～60	91	13.0
61～	25	3.6
計	698	100.0

#### (3) 受験区分別

受験区分	人数(人)	割合(%)	合格率(%)	参考
A				(法第7条第1号) 大学及び大学院で、施行規則第1条及び第2条で定める科目を修めて卒業及び修了
B				(法第7条第2号) 大学で、施行規則第1条で定める科目を修めて卒業、かつ、施行規則第5条で定める施設で2年以上実務を経験
C				(法第7条第3号) 文部科学大臣及び厚生労働大臣が区分A及びBに掲げる者と同等以上の知識及び技能を有すると認定
D1	327	46.8	70.3	(法附則第2条第1項第1号) 平成29年9月15日より前に、大学院で施行規則附則第2条で定める科目(科目の読替えあり)を修めて修了
D2	23	3.3	69.7	(法附則第2条第1項第2号) 平成29年9月15日より前に大学院に入学し、同日以後に施行規則附則第2条で定める科目(科目の読替えあり)を修めて大学院を修了
E				(法附則第2条第1項第3号) 平成29年9月15日より前に大学に入学し、施行規則附則第3条で定める科目(科目の読替えあり)を修めて卒業(又は履修中)し、平成29年9月15日以後に大学院で施行規則第2条で定める科目(科目の読替え対象外)を修めて修了
F				(法附則第2条第1項第4号) 平成29年9月15日より前に大学に入学し、施行規則附則第3条で定める科目(科目の読替えあり)を修めて卒業(又は履修中)し、かつ、施行規則第5条で定める施設で2年以上実務を経験
G	348	49.9	59.5	(法附則第2条第2項) 平成29年9月15日に、法第2条第1号から第3号までに掲げる行為を業として行い(又は業務を休止・廃止してから5年以内)、①文部科学大臣及び厚生労働大臣指定の現任者講習会を修了し、かつ、②施行規則附則第6条で定める施設で5年以上実務を経験
計	698	100.0	64.5	

#### (4) 都道府県別

都道府県	人数(人)	都道府県	人数(人)	都道府県	人数(人)	都道府県	人数(人)	都道府県	人数(人)
北海道	687	埼玉県	0	岐阜県	0	鳥取県	0	佐賀県	0
青森県	3	千葉県	0	静岡県	0	島根県	0	長崎県	0
岩手県	0	東京都	1	愛知県	0	岡山県	0	熊本県	1
宮城県	1	神奈川県	1	三重県	0	広島県	0	大分県	0
秋田県	0	新潟県	0	滋賀県	0	山口県	0	宮崎県	0
山形県	0	富山県	0	京都府	0	徳島県	0	鹿児島県	0
福島県	0	石川県	0	大阪府	0	香川県	0	沖縄県	1
茨城県	0	福井県	0	兵庫県	0	愛媛県	0	外国	0
栃木県	1	山梨県	0	奈良県	0	高知県	0		
群馬県	0	長野県	0	和歌山県	0	福岡県	2	計	698

(注) 合格者の受験時の住所による。